

素案に対する委員意見と市の考え方

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
第3条 基本理念 第12条 子どもの育ちへの支援 ほか	4つの基本原則だけではなく、分かりやすくするためにも子どもの権利について入れること	基本理念においては、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の4つの事項に基づいて、子どもに関する取組を行うこととしており、まずは児童の権利に関する条約の4つの原則を示し、これに基づいて取組を行っていくことが大切であると考えています。 パブリックコメントにおいても、子どもの権利の明記についてご意見をいただいたことから、前文に「子どもは生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる」と追加しています。
第3条 基本理念 第12条 子どもの育ちへの支援 ほか	子どもの権利について、4つの柱の権利（生きる・育つ・守られる・参加する）や、他にも休む権利・失敗することができる権利などの明記する事例もあるが、さまざまある権利を網羅的に明記することは難しいと考えるので、子ども基本条約の趣旨を前提としている原案のとおりで良いと考える。	基本理念においては、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の4つの事項に基づいて、子どもに関する取組を行うこととしており、まずは児童の権利に関する条約の4つの原則を示し、これに基づいて取組を行っていくことが大切であると考えています。

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
第3条 基本理念 第12条 子どもの育ちへの支援 ほか	子どもの人権を守るためには包括的性教育を	基本理念においては、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の4つの事項に基づいて、子どもに関する取組を行うこととしています。 福祉環境委員会でも委員からご意見があったとおり、子どもの性被害は決して許されるものではないと考えます。第13条に掲げるとおり、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るよう、取り組んでいきます。
第3条 基本理念 第12条 子どもの育ちへの支援 ほか	いただいたパブリックコメントご意見は重要ではあるが、遊びや包括的性教育など具体的な内容は、ここから漏れたヤングケアラーなど考えると具体例は条例には記載せずに、今後のチラシやパンフレットに例として記載することで良いと考える。	基本理念においては、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」の4つの事項に基づいて、子どもに関する取組を行うこととしています。 ご意見のとおり、子どもに関する課題には、様々なものがあり、全てを条例に規定することは難しいと考えています。子どもの権利の保障のため、広報・啓発に努めていきます。

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
第5条 保護者の役割 第7条 育ち学ぶ施設の役割	保護者の役割、育ち学ぶ施設の役割は子どもの権利保障の視点で書き換えるべき	第1条 目的や、第3条 基本理念にあるとおり、本条例は、子どもの権利を保障する観点で制定するもので、条例に掲げる全ての取組が、子どもの権利を保障するために行われるものです。その上で、第5条 保護者の役割や、第7条 育ち学ぶ施設の役割等は、専門家や子育て関係団体等からのヒアリング等を踏まえ、それぞれに期待される役割を定義したのですが、パブリックコメントでは、大人の役割において、「子どもの権利を守るため」という視点や、「保護者が支援を受けることができる」ことが明記される必要があるとのご意見をいただいています。 これらのご意見を踏まえ、第5条 保護者の役割、第7条 育ち学ぶ施設の役割、第8条 地域の役割に「子どもの権利を保障するよう努める」旨の記載を追加するとともに、第5条第2項の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
第16条 虐待・いじめ・差別等への取り組み	いじめ、虐待については行った側への支援を盛り込むこと	第16条第1項のとおり、まずは、虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見が大切であり、いじめ等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために必要な支援を行っていくよう取り組んでいきます。
第16条 虐待・いじめ・差別等への取り組み	いじめの加害者側の支援については、捉えようによっては、いじめを肯定することになりえると考え、条例文面に追記するべきではないと考える。	同上
第17条 相談・救済	相談・救済の中に、主体となる子どもたち自身が自ら相談できることを明記した方が良くはないか。	ご意見のとおり、子どもが大人に対して相談できることを子ども目線で書かれていることが大切であると考え、第1項に新たに、「子どもは、悩んでいること、困っていること等を相談し、支援を受けることができる。」を追加します。

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
第4章 子どもオンブズパーソン	子ども相談室をオンブズパーソンの仕組みの中に入れること	子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。子どもオンブズパーソンと、こども総合支援センター「あのえっと」の位置付けなど、相談に関する組織体制につきましては、条例の制定と併せて、今後検討していきます。 また、第3章 基本的な取組 第17条 相談・救済と、第4章 子どもオンブズパーソンが分かれていることについて、パブリックコメントで多くのご意見をいただきました。第17条の相談・救済は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、第4章を「相談及び救済」と変更し、第17条を第4章に位置付けることとして修正します。
第20条 オンブズパーソンの職務の執行	オンブズパーソンの職務執行の中に、保護者から始まり市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者が、オンブズパーソンの要請に対して協力すべきとした第5項の条項は、オンブズパーソンの思う職務執行に大いにプラスになるものと思う。	市が子どもオンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行うとともに、ご意見のとおり、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者の皆様がその職務の執行に協力していただくことで、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図る子どもオンブズパーソンの活動が確実なものとなると考えます。

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
全体 (文体)	「デス・マス調に」すること	庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
その他 (条例案に対するパブリックコメントの実施)	条例案に対するパブリックコメントを行うこと	条例の核となる骨子案の段階でパブリックコメントを実施することで、市民等の皆様のご意見を踏まえた条例とすることができると考えたものです。市民等の皆様から広く、非常に多くのご意見やご提案をいただき、ご意見等を踏まえて骨子案を修正し、素案としています。そのため、条例案に対するパブリックコメントの実施は考えておりません。
その他 (条例案に対するパブリックコメント)	条例案のパブリックコメントについては、骨子案についていただいた意見を委員会内で議論していることから、再度条例案について行うのではなく委員会で議論を深め進めていくべき。	同上

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
その他 (条例案に対するパブリックコメント)	パブリックコメントを受けて、委員会内では気づけなかった点をさまざまに挙げていただき、それらを反映した修正も適切に行われていると感じている。意見等を提出してくださった市民の方々と対応された行政職員の方々に感謝しつつ、修正案のとおり条例制定に向け進めていきたい。	同上
その他 (条例案に対するパブリックコメント)	骨子案に対して多くのパブリックコメントが寄せられた。それらを可能な限り反映して条例（案）となるものであるから、全く異なった内容ならまだしも、再度のパブリックコメントは必要ないものとする。	同上
その他 (条例案に対するパブリックコメント)	条例案に対してのパブリックコメントは、条例策定の上で、核となる骨子の部分について、既にパブリックコメントを実施しているため必要ないとする。	同上
その他 (条例案に対するパブリックコメント)	パブリックコメントに対する市の考えを見させていただき、そのとおりで良いと思う。	同上

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
その他 (条例案に対するパブリックコメント)	再度パブリックコメント募集が必要との意見が出た。今回いただいたご意見の中には、骨子案に対してのみならず、条文に関しての記述と取れるご意見もあったと受け止めている。よって、今回いただいたご意見を大切にすることも含めて、再度パブリックコメントを募集する必要はないと考える。	同上
その他 (子どもオンブズパーソンに係る条項の施行時期)	子どもオンブズパーソンの設置に向けての作業など、実務的な課題も考慮して二段階施行には理解する。	ご意見のとおり、子どもオンブズパーソンの設置には、子どもオンブズパーソンの人選や事務局の設置、研修などの準備にかかる期間が必要であり、実務的な課題に対応するために、まずは、理念に係る条項を施行させ、その後、子どもオンブズパーソンに係る条項を施行するものと考えています。
その他 (条例制定に向けた議論)	もっと議論を重ねる必要があるとの意見が出たと記憶している。現在まで、委員会でも慎重審議され、各会派へ持ち帰っての勉強会など、委員他多くの議員も参画されて現在に至っていると考えている。今この瞬間も悩んでいる子どもたちのためにも、一日でも早く制定に向かうべきと思う。	令和6年10月から福祉環境委員会において議論を重ね、委員の皆様からも多くのご意見をいただいて条例骨子案を取りまとめ、パブリックコメントにおいても、市民等の皆様から広く、非常に多くのご意見やご提案をいただきました。子どもの権利をしっかりと守り、大人が支える環境をつくるため、できるだけ早い時期に条例を制定することが大切であると考えています。